平成27年度 第2回青森県子ども・子育て支援推進会議議事録

日 時 平成28年2月15日(月)

 $10:00\sim12:00$ 

場 所 青森国際ホテル 孔雀の間

## 1オリエンテーション

(司会)

会議に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。事前に配付させていただきました資料として、本日の次第、名簿・席図、資料1、資料2-1、2-2、資料3-1から3-4、参考資料1、2を事前に送付させていただきました。

本日お持ちになっていない方や不足がございましたら、お知らせください。

## 2 開会

(司会)

それでは、ただ今から平成 27 年度第 2 回青森県子ども・子育て支援推進会議を開催いた します。

## 3 辞令交付

(司会)

初めに、青山副知事から辞令の交付を行います。お名前を読み上げますので、呼ばれま したらご起立の上、その場で辞令をお受け取りください。

秋元信行 様

小笠原尚子 様

貝吹彰穂 様

柿崎博 様

熊谷崇子 様

後藤辰也 様

櫻庭洋一 様

佐藤三三 様

佐藤泰仁 様

杉山芽以 様

高橋修一 様

敦賀仁 様

西川智香子 様

平間恵美 様

前田保 様

前田みき 様

渡邊建道 様

渡辺広美 様

なお、本日、長尾忠行委員、村上壽治委員におかれましては、都合により欠席となって

おります。以上を持ちまして、辞令の交付を終了いたします。 それでは、三村知事から御挨拶申し上げます。

## 4 開会挨拶

(青山副知事)

皆さん、おはようございます。副知事の青山でございます。どうぞよろしくお願いいた します。

本日、三村知事、公務が重なり出席できません。知事から、開会にあたりましての挨拶 を預かってまいりましたので代読させていただきます。

平成27年度第2回青森県子ども・子育て支援推進会議の開催に当たり、一言御挨拶申 し上げます。

本日は、御多忙のところ御出席くださり、誠にありがとうございます。また、日頃から子ども・子育て支援の推進に御理解と御協力を賜りますとともに、この度、青森県子ども・子育て支援推進会議委員への就任を御承諾いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本県の婚姻件数及び15歳から49歳までの女性人口は年々減少している一方で、合計特殊出生率は2年連続で上昇し、全国平均の1.42に並ぶという明るい兆しも見えております。

国においては、人口減少とそれに伴う地域経済縮小という大きな課題に対し、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に取り組むとともに、今後の経済政策の柱となる「新・三本の矢」に、「夢をつむぐ子育て支援」を掲げ、希望出生率1.8の実現に向け、子育てに優しい社会を作り、少子化の進展に歯止めをかける方針を打ち出しているところでございます。

県においても、全国の中でも早いスピードで人口減少や少子高齢化が進む状況を踏まえ、昨年8月に「まち・ひと・しごと創生青森県総合戦略」を策定し、人口減少の克服に向けて、これまでの県の取組を更に加速し、県民の皆様と共に取り組んでいるところです。県総合戦略では、自然減対策として「地域でかなえる、子ども・未来の希望」を施策の1つに掲げ、結婚・妊娠・出産・子育てに希望と喜びが持てるよう、地域や職域を越えた切れ目のない支援の推進、不妊治療への支援、妊産婦、新生児、乳幼児の健康づくり等母子保健に係る課題の解決のほか、ひとり親家庭に対する支援や子どもの貧困対策の推進及び児童虐待防止対策の充実等に取り組むこととしております。青森県次世代育成支援行動計画「のびのびあおもり子育てプラン」の推進と併せ、社会全体で子育てを支え合い県民が安心して結婚し子どもを産み育てられる「最適の地」を目指して、今後も積極的に取り組んでまいります。

本日は、年度内に策定する予定であります、子どもの貧困対策推進計画案について御説明させていただきます。

子どもの貧困対策への総合的な対応を示す計画として、委員の皆様には、それぞれの専門的な見地から、忌憚のない御意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げ、開会の御

挨拶といたします。

平成28年2月15日 青森県知事 三村 申吾 代読

本日はよろしくお願いいたします。

#### 5 会議成立報告

(司会)

次に会議内容の公開についてのお願いを申し上げます。この会議は公開を原則としております。また、議事録といたしまして、皆様の発言内容を要約致しまして県のホームページに掲載いたします。予め御了承願います。

本日は、委員20名のうち18名御出席いただいておりますので、会議が成立している ことを御報告いたします。

### 6 委員紹介

議事に先立ちまして、委員の改選がありましたので委員の皆様を事務局からお座席順に 御紹介させていただきます。恐縮ではございますが、御名前を呼ばれましたら、その場で お立ちくださいますよう、お願い申し上げます。

青森県私立幼稚園連合会副会長 秋元信行 様 社会福祉法人福祉の里人事部長 小笠原尚子 様 館なかよしクラブ代表 貝吹彰穂 様 青森県PTA連合会代議員 柿崎博 様 公益社団法人青森県看護協会会長 熊谷崇子 様 青森県児童養護施設協議会副会長 後藤辰也 様 青森県商工会議所連合会常任幹事 櫻庭洋一 様 青森県小学校長会対策部副部長 佐藤泰仁 様 公募委員であります 杉山芽以 様 弘前大学名誉教授 佐藤三三 様 青森県議会環境厚生委員会委員長 高橋修一 様 日本労働組合総連合会青森県連合会副事務局長 敦賀仁 様 NPO法人コミュサーあおもり理事長 西川智香子 様 NPO法人はちのへ未来ネット代表理事 平間恵美 様 社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 前田保 様 青少年育成青森県民会議会長 前田みき 様 一般社団法人青森県保育連合会副会長 渡邉建道 様 公募委員であります 渡辺広美 様

ここで恐縮ではございますが、青山副知事につきましては公務のため御退席とさせてい ただきますので御了承願います。

次に事務局の職員を紹介いたします。

一戸健康福祉部長です。

久保 こどもみらい課長です。

葛西 児童施設支援グループマネージャーです。

最上 子育て支援グループマネージャーです。

吉田 家庭支援グループマネージャーです。

私は本日司会を務めます、こどもみらい課課長代理の中野渡と申します。よろしくお願いします。

#### 7 組織会

## (司会)

それでは、これより組織会に移ります。はじめに、会長を選任していただきます。会長 選任のため、まず仮議長を御選出したいと思いますが、事務局案といたしまして、弘前大 学名誉教授の佐藤三三委員に仮議長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

## (一同)

異議なし。

#### (司会)

御異議がないようでございますので、仮議長は佐藤三三委員にお願いします。佐藤三三 委員には、議長席に御移動いただきまして、議事の進行をお願いいたします。

## (佐藤(三)仮議長)

それでは仮議長といたしまして、議長が選任されるまで議事を進めてまいりたいと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは会長を選出したいと思います。青森県附属機関に関する条例第4条第1項の規 定により、会長は委員の互選によって選出することになっております。

どなたか御推薦をお願いいたします。

## (渡邉委員)

引き続き、佐藤三三先生にお願いをしてはいかがかと思いますが。

## (佐藤(三)仮議長)

どうもありがとうございます。ただ今、私、佐藤を推薦する旨の御発言がございました

が、いかがでしょうか。

(一同)

拍手

### (佐藤(三)仮議長)

それでは御異議がないようでございますので、大変僭越ではございますが私が会長を務めさせていただきたいと思います。どうぞ、至りませんがよろしくお願いいたします。

#### (司会)

佐藤三三委員には、仮議長を務めていただきありがとうございました。青森県附属機関に関する条例第6条第2項の規定によりまして、会長が議長となることとされておりますので、佐藤会長、よろしくお願いいたします。

## (佐藤(三)会長)

それでは、さっそくでございますけれども議事を進めてまいりたいと思います。

まず組織会に入らせていただきますが、議事を進める前に本日の議事録署名者を指名いたしたいと思います。秋元委員、小笠原委員にお願いをしたいと思いますので、議事録署名をよろしくお願いいたします。

次に青森県附属機関に関する条例第4条第5項の規定により、会長に事故あるとき等の ために、あらかじめその職務代理をする委員を会長が指名することになってございます。 私から、当会議の会長の職務代理者を指名させていただきます。

前田みき委員を指名したいと思いますので、どうぞ、前田みき委員、御了承お願いした いと思います。よろしくお願いいたします。

## 8 議事

#### (佐藤(三)会長)

それでは、ただ今をもちまして組織会を終了いたしまして、次に議事に入ってまいりたいと思います。議事につきましては4点用意してございますので、順次進めてまいりたいと思います。

それではまず(1)の案件でございます。青森県子ども・子育て支援推進会議の役割について、事務局から御説明をお願いします。

## 8 議事

子育て支援グループマネージャーの最上と申します。私の方から説明をさせていただき たいと思います。座って説明させていただきます。 資料につきましては、資料1を御覧いただきたいと思います。手前の方にパワーポイントも準備してございますが、どちらでも見やすいところでご覧いただければと思います。

まず、青森県子ども・子育て支援推進会議の役割でございますけれども、設置の根拠につきまして、青森県附属機関に関する条例ということで、平成25年10月15日に設置されてございます。この会議の役割は、ここに書かれているとおり2つございまして、1つは子ども・子育て支援法第62条に掲げる計画の策定変更に係る時の意見聴取ということと、もう1つは県の子ども・子育て支援に関する施策の総合的な推進について調査審議を行うこととされてございます。

委員構成は、次の $1\sim6$ のとおり、子どもの保護者、市町村長、事業主を代表する者、 労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験を有する 者ということになっております。委員の定数は20人で、任期は2年ということで、2月 13日から2年後の平成30年2月12日までということでございます。

さて、前回までこの「のびのびあおもり子育てプラン」の策定について意見をいただいたところでありますけれども、この計画の概要について簡単に御説明をさせていただきたいと思います。

平成27年3月、青森県次世代育成支援行動計画の「のびのびあおもり子育てプラン」というものを策定してございます。これにつきましては、次世代育成支援対策推進法という法律に基づく計画ということになってございますが、青森県母子保健計画と子ども・子育て支援法に基づきます子ども・子育て支援事業支援計画というものを一体的に作成しているものでございます。

計画のポイントとして赤字で書かれてありますとおり、結婚・妊娠・出産・育児の切れ 目のない支援を推進するということが大きなポイントになってございます。

見直し項目の一つとして、子ども・子育て支援推進本部を設置し、それから、本会議であります子ども・子育て支援推進会議と併せてこの計画の進行をしていくという形でございます。

その計画の期間ですが、平成27年度から5年間という計画になっております。

計画の中身でございますが、結婚、妊娠・出産、それから子育て、様々な環境にある子どもと家庭、それから子どもの健全育成と環境づくりの6本の柱が立っておりまして、それぞれの目標、具体的な施策、そして施策の目標指標というものを掲げてございます。全部で6項目合わせまして36の指標がございますが、この指標の進み具合というものについて次年度、7月以降、この会議の中で進行管理をしていただくということが大きな役割になってございます。

私の方からは以上です。

次、葛西の方から説明をさせていただきます。

#### (事務局)

児童施設支援グループマネージャーの葛西と申します。続きまして私の方から幼保連携型認定こども園の部会の関係について御説明いたします。座って説明させていただきます。同じ資料1の5ページをお開きいただきたいと思います。認定こども園についてとタイトルが付いている資料でございます。

認定こども園とは、幼稚園と保育所の両方の機能を持った施設として、平成18年度から制度化されておりますが、幼保連携型認定こども園につきましては、従来は幼稚園と保育所の両方の認可が必要とされていたのですが、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度の施行にあわせまして幼保連携型認定こども園1本の認可でよいということに改善されました。その改善の中で、この幼保連携型認定こども園の認可にあたりましては、都道府県に条例で設置認可に関する調査審議を行う審議会をおくものとされまして、青森県では本日のこの子ども・子育て支援推進会議の下部組織としまして幼保連携型認定こども園部会を設置しております。この部会の委員構成・定数といたしましては、この会議の会長が会議委員の中から指名いたしまして、その数は7人以内ということにされております。議決につきましては、部会の議決をもって本日のこの支援推進会議の議決ということになります。

昨年度、この幼保連携型認定こども園部会は3回開催しておりまして、件数といたしましては101カ所の設置認可について御審議をいただいております。今年度もこの後3月中に1回開催する予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

## (佐藤(三)会長)

どうもありがとうございました。

この会議の役割について御説明がございましたけれども、何かお尋ねになりたいこと、 疑問点等ございますでしょうか。

それでは議事の(2)に移りたいと思いますが、幼保連携型認定こども園部会委員の指名についてということでございますが、(1)の議事の中で御説明がありましたように、この部会の委員につきましては会長が指名するということになってございますので、僭越ですが私から指名させていただきたいと思います。私もこの部会の中に入らせていただきまして、私の他、秋元委員、柿崎委員、佐藤泰仁委員、前田保委員、渡邊建道委員、渡辺広美委員の7名でもって構成させていただきたいと思っております。どうぞ御了承いただきたいと思います。

それでは(1)(2)の議事は終わりまして、これからまたいろいろ皆様に御意見等をお伺いしてまいりたいと思いますが、まず議事(3)のフランスの少子化対策及び地域少子化対策の検証について、事務局より御説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### (事務局)

引き続き最上の方から御説明をさせていただきたいと思います。資料2-1を御覧いただきたいと思います。

昨年7月に開催しました前回第1回の会議において、「のびのびあおもり子育てプラン」 の進行管理ということで、委員の方から様々な御意見をいただきました。1つは、少子化 を克服したフランスの取組を紹介してほしいということがございました。もう1つは、計 画の進行管理に当たり、女性の結婚、仕事や子育ての継続のことですとか、あるいは経済 的な問題、雇用の安定、三世代同居への取組、これらを含めた指標の立て方などについて 様々御意見をいただいたところであります。

今回、事務局からこの2点について御説明をさせていただきます。

まず1点目、フランスの少子化対策について資料2-1をご覧ください。主な国の合計特殊出生率の動きということで、ヨーロッパの出生率が掲載されております。紫色の2点鎖線、これがフランスの出生率ということで、2011年で2.01という形になっております。右側の文字のところ、赤い部分でフランスの特徴が書かれていますけれども、「かっては家族手当等の経済的支援が中心であったが、1990年以降、保育の充実へシフトし、その後、さらに出産・子育てと就労に関して幅広い選択ができるような環境整備、すなわち「両立支援」を強める方向で政策が進められてきた」ということであります。

詳しい内容が、次のページでフランスの出生率の推移と家族政策ということでございますが、この赤い線がフランスの合計特殊出生率の動きであります。1980年代から下がってきて、90年代ということで2を割ってきましたが、2000年に入ってまた上がってきたというのが大きな動きです。日本の動きが点線で示されておりますけれども、日本は低下傾向ということでの違いということになっています。

フランスの政策で、まずは家族手当ということですけれども、1932年に家族手当というものが制度化されております。第2子以降の子ども、20歳未満の子どもに対して所得制限を設けないで手当を支給するということで、日本円にして大体第2子で2万円、第3子では4万5千円くらいだと聞いております。それから11歳~19歳までの子どもには6千円~1万円ぐらいの加算がつくという制度になっているようです。

もう1つ、税の控除ということでは、下の方の1945年のところに書いてございますけれども、フランスではn分n乗方式という形で課税方式を採用しているということで、簡単に言うと、子どもの数が多ければ多いほど税の負担が緩和されるという仕組みになっておりまして、1981年にこれを拡大するということにも取り組まれております。

3つ目は保育サービスですけれども、フランスでは保育サービスについては施設型というよりは、3分の2が在宅での「保育ママ制度」だと言われているそうですけれども、1980年のところに書かれているとおり、このあたりから保育施設の拡大の促進が図られ、1990年代から、認定保育ママ雇用に関する制度が創設されたことで、認定保育ママの数が急激に増えたことで充実してきたと言われております。

それから4つ目は就労と子育ての両立支援ということですけれども、まず1977年に 所得保障のない2年間の育児親休暇制度というものが導入されておりますが、これが19 85年に、子ども3人以上を持つ親について3歳まで育児手当を支給するということになっています。その前までは育児休暇はあっても手当はなかったようですが、85年から手 当制度ができて、1986年には休暇期間を3年まで延長して2人世帯にも手当が出されるとなっております。

また、2003年には、乳幼児受入手当が創設されて、所得制限つきで、第1子についても3歳未満まで手当が支給されるということの他、就労と子育ての両立を図るため、子どもを預ける方については保育に関する手当を出しましょうと。それから休んで子どもを自分で育てるという人に対しては手当を出しましょうということで、どちらでも選択できることによって就労と子育てを両立させていくということが採られてきたと言われております。

それが2005年には、育児期間を短くする代わりに補助賃金を割り増しするということで就労誘導策も採られたということのようでございます。

このような取組で、フランスの出生率は回復したのですが、日本と大きく違うところが 2点ほどありまして、1つは、フランスの合計特殊出生率も日本と同じように低下をして おり、これは晩婚化、子どもを生むのを遅らせるということでこの期間の出生率が低下し たと、そういう意味では日本と同じ構造ですが、日本の場合は回復せず、夫婦で持つ子ど もの数そのものも減ってきたと。ところがフランスは2を割らなかったということがある ようです。様々な制度に取り組むことによって後押しされて出生率が上がってきたという のが日本とフランスの大きな違いと言われております。

それを可能にしたのが、今、申し上げた様々な家族関係の支出ということでありますけれども、2011年の内閣府の調査ではGDPの対比で家族関係の支出の規模がフランスと日本では2.4倍ぐらいの違いがあるということで、フランスそのものがかなり社会全体で子育てを支援していくことについて力を入れてやってきたということのようであります。

以上です。

続きまして二つ目を御説明したいと思います。資料2-2少子化対策の検証についてという資料であります。

これについては、参考資料1を青森県に置き換えたものが今回、資料2-2ということで出したものであります。参考資料1は何かというと、内閣官房にあります「まち・ひと・しごと創生本部」で、地域少子化検討プロジェクトというものを設置しまして、少子化対策の問題については地域ごとに大きな違いがあるだろうということで、日本全体で画一的な施策を採るよりも地域ごとの違いに着目し、それに沿った形で施策を展開するということが有効だということで、このプロジェクトチームが検証の方法を検討し、その検証の方法に基づいてこの参考資料1にあります奈良県・神奈川県等について実際どういう状況に

なっているのかということを分析した資料です。

これ自体は27年12月に検討した結果の途中経過のものですけれども、ホームページ に掲載されておりまして、今後の流れとすればこれを手引として公表をする予定になって いますが、まだ途中段階ということでございます。これについて、青森県のデータを分析 しみるとどうなるかということを検証したということです。

まずページをめくっていただいて3ページのところですけれども、出生率に影響を及ぼす要因を分析して、その要因ごとにどうなっているのかということを細かく見ていくという流れでございます。

まず出生率は、「未婚率・初婚年齢」と、それから「有配偶出生率」に分けて分析されると書かれてあります。ちょっと分かりにくいので、正面スライドを御覧ください。あくまでイメージですので、不正確な部分がたくさんありますけれども、まず合計特殊出生率というのは15歳~49歳までの女性を分母として、その年に生まれた子どもの数ということであります。これを15歳~49歳の女性を分母として、結婚している女性というのを分子にすると結婚率というか未婚率がざっくりですけれども出てまいります。それから結婚している女性を分母として、その年に生まれた子どもの数というのを分子にすると、結婚している女性を分母として、その年に生まれた子どもの数というのを分子にすると、結婚しているところから生まれた子ども数、有配偶出生率という形になります。これを分母と分子を消すと、つまり約分すると合計特殊出生率の形になるということなので、分けて考える場合には結婚率、未婚率がどうなのかという視点と、子どもを持っているということがどうなのかということを分けて考えると特性が見られると、そういう整理であります。

それで未婚率というものと有配偶出生率を縦軸、横軸にとった場合に、未婚率が高く有配偶出生率が低いというところは出生率は低くなります。結婚している人が多くて夫婦の出生率が高いというところは、合計特殊出生率も高くなるということになります。

図上での青森県はこの位置にありますが、青森県の詳しい状況について、資料に基づいて説明したいと思います。

組み立てについては、今、申し上げたとおり合計特殊出生率というものを「未婚率・初婚年齢」と「有配偶出生率」に分け、それに影響を与えている「結婚に対する意欲・期待の減少」、「経済的基盤の弱さ」、「仕事と家庭の両立の困難さ」、そして「第2、3子育児負担の重さ」ということです。

その関係というのがこの図のとおりで、それぞれのものがそれぞれに影響を及ぼしているということで、特に働き方というところが結婚に対して非常に大きな影響を与えているという関係性でございます。

青森県の状況を見ますと、未婚率については男性の未婚率がちょっと低い、女性の未婚率については全国平均並みとされております。一方、有配偶出生率については全国43位ということで、非常に低いということになっています。ですから、夫婦の数に比べて子どもの数が少ないということも1つ影響しているのかなと思われます。

出生順位別の合計特殊出生率を見ると、第1子の出生率が低いという本県の特徴が出ています。全国的には第1子、1人しかいないというところが多くてそれが押し上げているという影響もあるようですけれども、青森県は第2子、第3子の数も多いので、相対的に子どもの数が少ないという言い方ができるのかなと思っていますが、全体としても出生数そのものも少ないということで、回復があまり見られていないということになります。

以上から、特に結婚・妊娠・出産というところの中では、結婚して子ども、第1子を生むというところを対応していくということが大事なことになろうかと思います。

次に結婚への意欲のところですけれども、男女比については全国的にはあまり差は無い ということですが、実は市町村ごとに見ると非常にバラツキが多くて、市町村の中では男 性がたくさんいて女性がほとんどいないという市町村も中にはございます。

それから人口移動の部分については、若い人の流出が多いというのが特徴ですけれども、これも市町村ごとに見るとバラツキがますます大きくなって、市町村の中で出会いの機会がないということにも影響として出てきているところがあると思います。一番大きいのは、若い世代の人口流出ということが総じて大きな影響を与えていると思います。

次に経済基盤のところですけれども、完全失業率が高い、従事上の地位としてパート・アルバイトの割合が高い、それから所得として200万未満の所得の割合が多いということで、非常に経済的な部分で青森県は厳しいということ、これが結婚に対する意欲を失わせているとか、子育てをする意欲が無くなるというところでの出生に対する影響がここに現われているのかなと思われます。

次に仕事と子育ての両立という部分については、労働時間あるいは通勤距離については 比較的恵まれているということですが、家庭の中での家事育児の分担という意味では、男 性の家事育児に対する参加の時間が全国と比べると小さいということ。逆に子どもを預け るという環境の中では、保育制度は全国に比べて充実しているということになっています。 ただ、それぞれ細かく見ていくと、まだまだ足りない部分もたくさんあるということかと 思われます。

それから第2子、第3子に対する負担ということで、国の指標の中では経済負担に関する指標がないので、ちょっと不十分な部分もありますけれども、例えば三世代同居というところで見ると比較的高いということもあって、地域で子育てを支えていくという部分では比較的青森県は恵まれている。ただ、父子世帯、母子世帯の数は多いということから、きめ細かな施策を進めていくことが必要と思います。

総じて、一番大きいのは経済的な基盤の弱さということが出生率に影響を及ぼしている、 結婚に対しても影響を及ぼしているということが分かります。以上から、今後、計画の進 捗を皆さんの方で進行管理をしていくということの参考にこれを使っていただければとい うことです。

以上でございます。

## (佐藤(三)会長)

どうもありがとうございました。

今、フランスの少子化対策と地域少子化対策の検証について、2つの問題について事務局から御説明をいただきましたけれども、これは先ほど御紹介がありましたように前回の委員会で要望やら質問があったことについてのものでありますが、事務局で懇切丁寧に対応していただいたことに感謝を申し上げます。

ただ今、御紹介がございましたけれども、何か御質問、御意見等、あるいはこの地域少子化ですので、青森県の対策を練っていく際に青森県のいろんな指標の特徴は全国平均と比べてこのような位置にあるという実態を御報告いただきましたけれども、それを踏まえながら、こんな対応策があるのではないか、考えられるのではないかといった御意見も含めまして、御質問等、時間のある限りお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。何かお聞きになりたいこと、知りたいこと、ございましたらどうぞ。

#### (渡邊委員)

大変丁寧な御説明、ありがとうございました。

関連してなんですけれども、前にテレビで観たんですけれども、フランスはシングルマザーでも十分生活をしていけるような手当があったり、保育のお手伝いがあるということを聞いたことがあって、すごいなと思ったところです。青森県の少子化というと、経済的に不安定なこともあるのでしょうけれども、離婚率が高い。我々、保育の方をしていますけれども、やはり春から1年を超すと母子家庭になったり父子家庭になったりする家庭のお子さんが何人かいらっしゃいます。それが何年も続くと、在籍率が高まります。青森県の場合は特に、シングルマザー、シングルファーザーへの対応というか視点からもメスを入れていく必要があると、感じていました。

## (佐藤(三)会長)

どうもありがとうございます。

離婚という視点からの分析・支援が必要であると。

# (前田委員)

どうぞ。

県社協の前田です。

資料2-2の説明があったわけですが、資料1の関連では、今回の見直しでは結婚支援の柱を作ったと、こういうことでございます。やっぱり少子化を解消するためには、結婚が原則になるわけでありますけれども、今の段階で、これまでも新聞等で報道されておりますように、どうして結婚できないのかと。理由では出会いの場がないというのがトップになっております。

従って、少子化ということでは、なかなかいろんな場の設定ができない社会になっているわけですけれども、その辺で出会いの場をどのようにこれから創っていくのかということを、今の段階で考えられていることがありましたらお願いをします。

## (佐藤 (三) 会長)

事務局、よろしいでしょうか。

## (事務局)

御指摘のとおり出会いの場がないということが1つ、大きな理由として揚げられているところであります。そういう意味では、これまでも県ではあおもり出会いサポートセンターを設置して、そこに会員登録をしていただくことで、その方々に対して出会いの場となる様々なイベント情報を提供するということを取り組んできましたけれども、その個人会員ということだけではなくて、もう少しそれを増やしていくことができないか、今後検討をしていきたいということが1点、あります。

それからもう1つは、県全体としてそういう出会いの場づくりということを進めていくこともとても大事なことでありますけれども、その地域、地域での出会いの場ということも必要になってくるということで、その地域に応じた形での出会いの場づくりということを市町村中心に進めていく、それを県として支援していくということも大事だと考えております。

#### (前田委員)

ありがとうございました。よろしくお願いします。

少子高齢化という社会が来るというのは、平成に入って間もない頃、国でも何とかしなければということでやってきたわけでありますが、ただ、具体的な国としての施策もないままに少子高齢化時代に突入しました。遅ればせながら具体的に国の方もいろんな施策の見直しをかけているわけですけれども、青森県としても、確かに他県のやってきた状態を見ながらやることも大事ですけれども、この青森県独自で率先してぜひ進めていただきたいなと。そのことが他県のいろんな施策の基になっていくようなことも、青森県としての責務というか、そういう役割も持っていいのではないかと考えておりますので、積極的な対応をよろしくお願いします。

### (佐藤(三)会長)

どうも御指摘ありがとうございました。青森が積極的に独自性を出すと、そのためにも 今日の会議で皆様からの積極的な御意見をちょうだいできたらと思っておりますので、よ ろしくお願いいたします。

その他、御意見、あるいはこういう青森の特徴を見まして、こんなことはどうだという

ことはありますでしょうか。 杉山委員。

#### (杉山委員)

今、私は弘前大学に通っているものなので、あまり知識の部分では皆様よりも少ないと ころがあるので、質問が多くなるかと思いますがよろしくお願いします。

私、実は青森県の出身ではなくて、青森には大学に進学する時に初めて来ました。今、 3年間住んでみて、すごく青森に好きになっていて、青森にずっと住もうかなと考えているところです。

そこで、若い世代の人口流出という問題や、また25歳前後の男性の離婚率が高いということがあって、そこで今、私の周りの大学生もやはり東京や関東を中心とした就職先が多くあるところに出ていってしまっているという状況があったんですけれども、今年度から弘前大学は学部改組があって、そこで人文学部が人文社会学部に変わり、青森県内での起業者を支援しようという取組などが行われていくということを聞いています。

大学の中には人文学部のゼミナールの中で日本銀行のグランプリを取ったりするゼミナールなどもあるので、そういうところで青森県内でその人達が活躍できるような場所が増えていけば、もっと青森で活躍をする若者が増えるのではないかなと考えています。

そこでぜひ青森の若者が青森に住みたいと思えるような取組をしていければなと思っています。例えば、大学に県内の企業の方に来てもらっていろいろPRをしてもらったり、 青森で子育てや結婚をして生活をしている人達のお話を聞く場面が大学の中で増えれば、 もっと青森に興味を持つ若者が増えるのではないかなと考えております。

すいません、新しい発言ではなかったかもしれないですけれども、よろしくお願いします。

## (佐藤(三)会長)

新鮮な御提案、ありがとうございました。今後、よろしくお願いします。 熊谷委員。

#### (熊谷委員)

看護協会です。病児保育のことですが、現実に今は青森市内では増えてきているという ふうには伺ってはいます。ただ、祖父母世代のサポートが全国に比べて高いとはあるもの の、今の内閣では高齢者も働かなければならないという状況がございまして、核家族化に なっていますし、やはり病児保育の配置、設置というのは各市町村に1カ所は必ずあると いうような環境づくりが必要ではないかなと思いますので、ぜひそこら辺も、病児保育の 目標数等は書いておりませんが、設置についても考えていただきたいと思います。

#### (佐藤(三)会長)

重要な御指摘、ありがとうございました。 後藤委員。

#### (後藤委員)

資料の最初の方でフランスの話が出ました。主要な国の特殊出生率の動きで、この前テレビでアメリカの話がありました。

アメリカの出生率を見てもらって分かるように、アメリカは凹みがない。これの話が出ていたんです。2006年頃は、リーマンショックでアメリカのみならず全体的に世界経済がガンと落ち込んだにもかかわらず、出生率に凹みがないというのはなぜかというのが1つ。もう1つは、今日本においても保育士の数が足らないということで待機児童の話などでものすごく話題になっているんですけれど、アメリカ自体も保育士などは慢性的な不足ですが、それでもなぜ出生率が落ちないのかという話です。実はアメリカに限らずですけれども、ベビーシッターの制度が充実しているというか、それが国民性、ナショナリティとして定着している。よく映画などを観ても、お分かりだと思うんですけれども、真夜中までベビーシッターがずっと家にいていろいろやってくれていると。あれそのものがまさにアメリカの家庭であります。

例えば、保育園について言えば、今は夜間保育とかいろいろあるんですけれども、時間制限があり、それから時間を過ぎてしまうと今度はどんどん保育料が加算されていくということがあるということで、まずはベビーシッターというか、夜までも利用しやすい環境があって、それのお陰で何があるかというと、例えばシングルマザー率もアメリカはすごく高いですが、そのシングルマザーでも仕事を何件も掛け持ちができる。何件も掛け持ちができるということは、そのために生活費が稼げるということが1つ。

それから今、もう1つはさっき事務局の方から話があったように、青森県の賃金の話になりますが、最低賃金がどのくらいになのか、この前発表があったかと思います。テレビで観ましたが、東京の方の学生のアルバイトのスタートの賃金が、今はもう時給千円じゃ安いと言われているらしいんです。それで換算をしていくと、わが施設の職員よりももらう話になります。

青森県のアルバイトの賃金がどのくらいのスタートなのか。多分、この後の貧困対策の話にも関わってくるんですけれども、資料7ページの経済状況をみると、200万未満の割合が未婚、有配偶ともに、かなり全国よりも多いということであれば、多分、子育てをするには子どもを預かってくれる環境とかそういったものも必要なんですけれども、やっぱり預かるに関してもお金がかかるとなれば、その生活コストをどういうふうに上げていって、そういうのを利用しても生活的に余裕があるようになるのかというところがまず必要なのかなと。これが先ほどのアメリカの話と重なっていくと思います。

あともう1つは、そういった取組で生活に余裕が出てくると、子どもと関わる時間が増

え、関わっている時間でいろんなことができるとか、ただただもうどこにも遊びに行けない、家の中でぐずぐずしているということではなくて、ちょっと生活的に余裕ができると、じゃあどこかに行ってみようかという子どもとの関わり方の質が変わってくる。そうすると、家族でいても楽しいのであれば、長いスパンで子どもに連鎖していく。と考えると、経済基盤をどう上げていくかとか、生活の収入をどう上げていくのかというところにもつながってくる話になるのかなと思います。

## (佐藤(三)会長)

ありがとうございました。これからの議論にも非常に参考になる御意見をいただいたと 思います。ありがとうございました。

それでは次、最後の(4)の議事に移らせていただきたいと思います。青森県子どもの 貧困対策推進計画(案)について、事務局から御説明をお願いします。

#### (事務局)

家庭支援グループマネージャーの吉田です。よろしくお願いします。座って説明させていただきます。

資料3-1になります。青森県子どもの貧困対策の推進に関する計画(仮称)及び次期 青森県母子家庭等自立支援推進計画の策定について、という資料です。

1番のところですけれども、子どもの貧困が全国的にも問題になっておりますが、貧困は世代を超えて連鎖することが多く、この世代を超えた貧困の連鎖を立ち切り、子どもの貧困対策を総合的に進めるために、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」という法律が施行されております。さらに、政府では、この法律に基づきまして、国が推進すべき子どもの貧困対策の指針といたしまして、「子どもの貧困対策に関する大綱」というものを平成26年8月に閣議決定しております。

また、都道府県につきましては、この法律によりまして都道府県における子どもの貧困 対策についての計画を定めるよう努めることとされております。

一方、母子家庭の関係の計画であります青森県母子家庭等自立支援推進計画についてですが、本県では母子家庭等の自立を促進し、子育て、生活、就業支援などを総合的に推進するために、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための指針に関する基本的な方針、通称、国の基本方針と申しておりますけれども、この方針に則しまして、平成23年2月に「青森県母子家庭等自立支援推進計画」を策定いたしまして、母子家庭等に対する施策を計画的に進めてきております。

この計画が平成27年度、今年度に終了するものですから、この母子家庭の計画につきましても次期計画を策定することとしております。

計画の策定についてですが、子どもの貧困対策の推進に関する都道府県の計画の策定に際しましては、国の大綱を勘案することとされております。この大綱は、お配りしており

ます参考資料2が子どもの貧困対策に関する大綱というもので、政府で作られた大綱です。 この国の大綱ではひとり親家庭の子どもなど、支援を要する緊急度の高い子どもに対し優 先的に施策を講じるよう配慮する必要があること、また保護者に対する就労の支援につき ましても、子育てと就業の両立などひとり親家庭が抱える様々な課題に対応した就業支援 によりまして自立支援を図ることなどが示されております。

こうしたことから、様々な環境にある子どもや家庭に対する支援の一層の充実を図るために、今年度改定作業を行うこの母子家庭の計画であります青森県母子家庭等自立支援推進計画と子どもの貧困の計画であります子どもの貧困対策推進に関する計画を一体として策定することとしまして作業を進めているところでございます。

4番でございます。母子及びに父子並びに寡婦福祉法では、都道府県が母子家庭等の自立促進計画、本県では先ほども説明しておりますが青森県母子家庭等自立支援推進計画になりますが、この計画を策定する場合には子ども・子育て支援法に規定する子育て支援に関する事項を審議する機関から意見を聴くよう努めることとされております。

このことから、計画策定段階において、この会議でございます「青森県子ども・子育て 支援推進会議」から意見を聴取するものでございます。

続きまして、資料3-2を御覧ください。資料3-2は青森県子どもの貧困対策推進計画等検討委員会設置要綱になりますが、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく本県における子どもの貧困対策の推進に係る計画の策定、それから母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づきます自立促進計画であります「青森県母子家庭等自立支援推進計画」の改定にあたりまして、対象者の状況やニーズを的確に踏まえた意見を聴取したいということで、青森県子どもの貧困対策推進計画等検討委員会というものを設置して、計画の策定について御検討をしていただいております。

そのメンバーは、後の方にございますが、こちらの推進会議から後藤委員、櫻庭委員、 佐藤泰仁委員、敦賀委員、前田保委員に御協力いただいきまして、この計画づくりを進め ているところでございます。また、後藤委員には委員長に御就任をいただいて御協力をい ただいております。

これまで3回の委員会を開催して計画づくりについて御検討をいただいておりますが、 今回、計画案というものを作りましたので、本日、この計画案について皆さんの御意見を 伺った上でパブリックコメントにおいて県民から意見聴取した後、最後の第4回検討委員 会において最終的な計画案を作成したいと考えております。

続きまして資料3-3を御覧ください。(仮称)青森県子どもの貧困対策推進計画(案)の概要でございます。

この計画(案)の概要について御説明いたします。計画の策定の趣旨でございますが、 貧困、それからひとり親家庭など、様々な環境において困難な環境にある子ども達がいら っしゃいますけれども、その子どもやその家庭を支援し、すべての子ども達が夢と希望を 持って成長できる青森県を目指し、貧困対策を総合的に推進するための基本指針となるも のでございます。

計画の位置づけとしては、先ほどから御説明申し上げていますが、子どもの貧困対策の 推進に関する法律に基づく都道府県の計画であるということ、また母子父子寡婦福祉法で 定める県の母子家庭等自立促進計画にあたるものでございます。

基本方針でございますが、県計画策定の指針となる国の「子供の貧困多作に関する大綱」に示されております4つの重点項目を基本方針として、施策を体系化しております。4つの基本項目を申し上げます。教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援、この4つの重点項目を基本方針として施策を体系化しております。

教育の支援のところでは、家庭の経済状況に左右されることなく、能力や可能性を最大限活かしまして、将来の夢に挑戦できる環境の整備が必要であること。また、学校を子どもの貧困対策のプラットホームに位置づけまして、学習環境の整備や教育費の負担軽減などを総合的に推進することについて記載しております。具体的な施策としては、学校をプラットホームとした総合的な支援を進めること、それから貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の負担軽減と質の向上を行うこと、修学支援の充実を行うこと、大学進学等に対する教育機会の提供を行うこと、生活困窮世帯等への学習支援を行うことなどについて具体的な施策として記載しております。

次に生活の支援のところでございますが、貧困に伴う様々な不利益を受け、必要な支援が受けられず、より困難な状況に置かれている子どもの支援が必要だということ、それから安定した生活に向けて、保護者も含めた生活面の支援が必要であること、生計の維持と子育てをひとりで担うひとり親家庭に対する子育てと仕事の両立のための支援、それから相談機能の充実や支援策の周知が必要であること、ということを揚げておりまして、具体的な施策としては、保護者の生活を支援していくこと、子どもの生活を支援していくこと、子どもの就労を支援していくこと、関係機関が連携した包括的な支援を行うこと、またその支援をする人員の確保や資質向上を行うことについて記載しております。

次に保護者に対する就労の支援でございますが、世帯の生活の安定に向けて、保護者が 就労により一定の収入を得るための支援を行うことが必要であること、保護者の働く姿を モデルとして子どもに示すという教育的な視点に立った支援の充実を行うこと、不安定な 就労形態にあるひとり親家庭に対するより良い就業を可能とするための支援が必要である こと。それについての具体的な施策としては、親の就労を支援していくこと、親の学び直 しを支援していくこと、就労機会を確保していくこと、保育等の確保充実を図っていくこ とについて記載しています。

4つ目の経済的支援のところでございますが、世帯の生活の下支えとして重要となる生活保護を始めとする各種手当の給付や貸付制度による経済的支援の確保が必要であること、ひとり親家庭の経済的自立に向けた支援制度の周知が必要であることを記載しております。また、具体的な施策としては、児童扶養手当に関する情報提供や給付を行うこと、児童扶養手当の窓口における相談等による自立支援を行うこと、母子父子寡婦福祉資金に関する

情報提供を行うこと、また貸付を行うこと、教育扶助を行うこと、生活保護世帯の子ども の進学時の支援を行うこと、それから養育費の確保に関する支援、これはひとり親の関係 ですけれど、支援を行うことなどについて記載しております。

計画の期間、それから計画推進についてですが、子どもをとりまく社会環境の変化への対応が必要であること、また国の大綱の見直し期間を踏まえまして、この計画につきましては平成28年度~32年度の5年間の計画といたします。また、計画の着実な推進を図るため、PDCAサイクルを導入して進捗管理をしていくこととしております。また計画の推進にあたりましては、市町村や多様な主体と連携・協力して施策を推進していくこととしております。

この計画では子どもの貧困に係る施策の実施状況や効果を検証、評価するために、子どもの貧困に関する指標というものを設定しております。後ほど、資料3-4で御覧いただきますが、今後としましては生活保護世帯に属する子どもの高校、大学等進学率、スクールソーシャルワーカーの人員配置などを指標として掲げております。

2ページをお願いします。先ほどの参考資料2の国の子どもの貧困対策に関する大綱を 要約したものでございます。

本県では、指標の改善に向けた当面の重点施策として、国の大綱に位置づけられております教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援、この4つの基本的な重点項目に基づいて本県の計画も策定するものです。

その下の子供の貧困に関する調査研究につきましては、これは国で進めることになって おります。

また、施策の推進体制につきましても、対策会議を中心として政府一体となった取組を 進めるなど、国の推進体制についても記述があります。

子供の貧困に関する指標について、国では25指標を掲げているのですけれども、本県では取れないデータがありまして、本県では大綱と共通の指標が19指標で、それから県独自の指標として4指標、合わせて23の指標を掲げることとしております。

3ページを御覧ください。国の大綱と県の貧困計画(案)の比較でございます。構成につきましては、国から示されている大綱を勘案して、全てのものを盛り込んでおります。 県独自のものとしては、資料編として子供の貧困に関する現状や施策を推進していくための関連事業を記載しております。

位置づけとしては、先ほど申し上げたように2つの計画の性格のものです。

重点項目は国の大綱に基づいて同じ重点項目としております。

計画期間は5年間です。

先ほど申し上げましたが、指標は国では25指標を示しておりますが、県では取れない 指標があること、この計画が母子家庭の自立促進計画であることを捉えまして、その部分 の県独自の指標を合わせて23指標としています。

目標値の設定でございますが、具体的にはどこまでにどうするということではなく、指

標の改善を目指すことで本県の計画とします。

また推進体制はPDCAサイクルによる計画の進捗管理をしていくこととしております。 次に資料3-4を御覧ください。(仮称)青森県子どもの貧困対策推進計画(案)でございます。

3-3で概要を申し上げておりますが、まず1ページを御覧いただきたいのですが、第 1章として計画策定の趣旨、それから計画の基本方針と期間を掲げています。生活の基本 方針では、先ほど御説明を申し上げました教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労 の支援、経済的支援の重点項目を記載しています。

2ページをお願いします。それから計画の位置づけ、計画の進行管理、3ページにまいりまして計画推進に向けた連携について記載をしております。

4ページを御覧ください。4ページは子どもの貧困に関する指標でございます。これは 具体的にどのようなものがあるかということでございますが、1~23項目ございまして、 1番~5番までは生活保護世帯の子どもの進学率や就職の状況について、それから6番~ 8番については児童養護施設の子どもの進学率や就職率のことについて、以下、スクール ソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの配置の状況などについて記載しておりま す。20番~23番までにつきましては、母子家庭の自立促進計画という位置づけで、こ の4つの項目につきまして母子の関係の指標を設定しております。

5ページにまいります。第3章として、計画の推進のために取り組む施策でございます。 ここからは4つの重点項目ごとに打ち出しております。1つ目が教育の支援、そして学校 をプラットホームとした総合的な支援。具体的な施策としては学校教育による学力保障な ど4項目について記載しております。

6ページに、2つ目として貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の負担の軽減と質の向上を 記載しております。3つ目として就学支援の充実として、義務教育段階の就学支援の充実 等3項目を記載しております。

4つ目としては、大学進学等に対する教育機会の提供として、高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実。

それから7ページにまいりまして、国公私立大学生・専門学校生等に対する経済的支援などについて記載をしております。

5番としては生活困窮世帯等への学習支援の必要性について記載しております。

6番、その他の教育支援としては、子どもの食事・栄養状態の確保、体験活動の機会の 提供、子育てや修学等に関する相談体制の充実など、具体的な施策を記載しています。

8ページにまいりまして、生活の支援でございます。保護者の生活支援、保護者の自立の支援、保育等の確保、保護者の健康確保、母子生活支援施設等の活用等について具体的な施策を記載しております。

9ページにまいりまして、子どもの生活の支援として、1つ目が児童養護施設等の退所 児童等の支援、その他、食育に関する支援やひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場 所づくりに関する支援などの具体的な施策について記載をしております。

3番ですけれども、子どもの就労の支援につきまして、ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援、それから10ページにまいりまして親の支援のない子ども等への就労支援、定時制高校に通学する子どもの就労支援、高校中退者等への就労支援などについえ具体的な施策を記載しております。

4番ですが、関係機関が連携した包括的な支援体制の整備として、関係機関の連携を行 う施策について記載しております。

また5つ目として、支援する人員の確保等については、社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能の強化について。2つ目としては、相談職員の資質の向上などについて具体的な施策を記載しております。

その他の生活支援としては、妊娠期から切れ目のない支援、それから住宅の支援などに 関する具体的な施策を記載しております。

3つ目の保護者に対する就労の支援、重点項目の3つ目でございます。ここでは親の就 労の支援、親の学び直しの支援、就労機会の確保、保育等の確保、これは再掲として記載 しております。

14ページになりますが、4つ目の重点項目として経済的支援について記載をしております。児童扶養手当に関する情報提供及び給付のこと、児童扶養手当窓口における相談等による自立支援、母子父子寡婦福祉資金に関する情報提供や貸付など6項目について記載をしております。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

## (佐藤 (三) 会長)

どうもありがとうございました。

詳細な御説明をいただきましたけれども、この計画(案)策定の委員長をやっていらっ しゃる後藤委員、何か補足説明等ございますか。

#### (後藤委員)

貧困対策委員会の委員長をやっております後藤と申します。

今、事務局の方から説明がありましたけれども、青森県のこの計画の特色といいますか特徴としては、子どもの貧困対策と、あとは母子父子寡婦の対策というのを一体的に策定することが特色になっております。やはり子どもの生活、貧困そのものの問題を考える時に、子どもだけにスポットをあてたのではなくて、その子どもが生活をする場所に対しての対応策ということも含めて考えていかなければならないのではないだろうかということで、今、事務局の方から示されたようにこの4つの基本指針、方針の中でいろいろ対策を考えています。

さらに、これに今度は生活の場をプラスして、そこを支えていく様々な背景というのは、

この計画の中ではないんですけれども、今後の課題として先ほどの県としていろいろな環境をどう整えていくかというところにもつながっていくかと思います。

これまで3回会議が持たれたということですけれども、来月また4回目がありまして、 そこのところでは具体的にはっきりとした形で計画を検討し、具体的にどういうイメージ をもって関係する事業を実施していくのかというところを次回の会議で事務局の方から提 示をいただいて、それに沿って進めていきたいという流れで考えています。

以上です。

## (佐藤 (三) 会長)

どうもありがとうございました。

それでは、今、後藤委員長からもございましたように、次回、4回目が開かれるということでありますし、またその計画策定に当たってはこの委員会、会議の意見も聴取するということにもなってございますので、ぜひいい計画が出来上がるためにも皆様からいろいるお気づきの点等を御指摘いただければと思います。

計画策定の委員もたくさんいらっしゃいますので、ここで出た意見が大きく反映できるかと思いますので、忌憚のない御意見、御提案、御質問をいただければと、どんな御質問でもヒントになると思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、どうぞ御自由に何なりと御発言をいただければと思います。西川委員。

#### (西川委員)

NPO法人コミュサーあおもりの西川です。任意団体として婚活活動をして春で3年になります。9月にNPO法人にしました。

まず婚活というのに携わってきた立場と、実際に私は子育てをしていますので、子どもを持つ親としての個人的な部分の2つの立場から物事を考えて今、お聞きしていました。初めて参加するのに、あまり突飛な発言だと思われることもあるかもしれませんが、今まで感じていたこともすごくありまして、今日、お聞きして思ったことをちょっと言わせていただければなと思います。よろしくお願いいたします。

まず、生活をしている中で母子家庭・父子家庭の件、貧困の件、先ほど遡って婚活の件、いろんなことがつながっているなと思います。まず1つ、母子家庭・父子家庭、それから子どもの貧困、親の就業に関してですけれども、実際に周りに母子家庭・父子家庭のものがおりまして、友人にもおります。今までずっと感じていたことですが、母子家庭・父子家庭の方の支援というのはすごく必要で重要だと思うんですが、実際に市民として感じるところが、そこの部分のサポートは充実しているのだけれども、先ほど後藤委員や熊谷委員もおっしゃっていらっしゃったように、子どもをみてもらうという部分が、例えば病気になった時に子どもを預けられないとか、夜遅い時間に預けられないということを実際に経験してきている方が非常に多いです。私もそうだったんですけれども、その貧困で預か

られないというここともそうですし、預ける先がないという部分もそうです。逆転の発想で、今や少子化だけではなくて高齢化ということもありますので、例えばですが、お年寄り、親とかお姑さん、近い親戚の方がすごく孤立して老夫婦2人とか老人1人で住んでいるところも多い一方で、母子家庭で見てくれる人がいない世帯も多いので、そこを一緒に住んでもらうという対策があると、非常に有難いなと思ってずっと何年も私も考えてきていたところでした。

どういう対策が実際にできるのかということは私などには分かりませんが、例えば私たちが希望をするところであれば、一緒に住んだら税金が免除されるとかはどうでしょうか。今は、祖父母と別々に住まないと母子家庭のお金が下りてこないとか、子育てのためのお金が減らされるとかいうことがあったり、祖父母に年金収入があるあるいは、就労による収入があるとまた税金も増やされてみたりとか、扶養家族の扶養のものだけでそれに関しては免除なのに、祖父母が孫と一緒に暮していて、祖父母の収入や年金があると、「じゃあ、収入はお宅の世帯はたくさんありますよね」ということで孫の分の手当が減らされてしまう。このような現状から、別々に暮さざるを得ないという家庭が多く、子どもを持っている母子家庭・父子家庭の方も、「一緒に住んだら手当が減らされちゃうんだよね、収入も少ないのに」という場合が多いと実感してまいりました。

逆転の発想で、何を言っているんだと思われるかもしれないのですが、一緒に住むことで優遇されることがあるとすごく有難いなということを思っていたので、もし可能であればそういったことがあるとお年寄りの対策も母子家庭・父子家庭の対策も、それで貧困の対策も、それから預けるところがないというのももちろんあるんですけれども、そちらの対策もほんの少しかもしれませんが、役に立つのかなということを感じてきていたところに、今日、このお話でしたのでちょっと言わせていただければと思いました。

それとちょっと遡ってしまうのですが、結婚支援のお話も出ていたのですが、わが活動に学生とか大学生さんがいらっしゃいますし、恋愛やこれからの生活とかたくさん興味を持っているお年頃だと思うのですが、頭も心も柔らかい学生のうちに、例えばこの貧困というもの、それからの就業ということも踏まえた上で、アメリカなどはお金の教育ということも授業のカリキュラムとしてやられているということですが、日本はお金の使い方、それから稼ぎ方、貯め方というのを学校で教えてもらえないと思うので、そういうものを教えたり、あと出会う場に来る前の段階の方の教育について、たとえば、社会について、青森について、(青森というのはすごく経済も良くなくて短命県であまりいいイメージを多分持っていない方が多いと思うんですけれど、そうじゃないよと、実際はそういうデータも出ていて、実際は他県に比べると低いものはいっぱいあるんだけれども、その中でもこういうふうにして生きていけるよ)等を教えてあげられたらと思います。結婚に対して、家庭に対して、将来に対して夢が持てないという子が多いので、子どものうちに将来青森で生きるための教育というものをしてあげれたらなということを感じておりました。やはり頭が固くなってプライドが高くなってからの方を教育するというのは、なかなか難しく

て、そこから出会いの場に来てもらって、そこからまた結婚をしていって、ある程度年齢が高くなってしまうと今度は少子化には貢献できなくなってしまうという事実も、実際に私たちも見てきていますので、早いうちに結婚というものを意識させてあげたり、生活をする、仕事をするということを意識させてあげるということも1つ重要な課題なのではないかなと、婚活の方の事業をやってきて感じることがありました。

参考になるか分かりませんが、よろしくお願いいたします。

## (佐藤(三)会長)

どうぞ、これを機会に御意見等。

平間委員。

#### (平間委員)

八戸からまいりましたNPO法人の平間と申します。八戸未来ネットです。

私達の団体は、一応ネットワークを軸としまして0歳児、生まれる前のお母さん達の支援から本当に幅広く小中学生、高校生、それから引きこもり・不登校まで、各分野で会員の皆さんが活動をしているのですが、今のこの子どもの貧困に関してちょっとお話をさせていただきたいと思っていました。

まず、新しい赤ちゃんを生む父母は、私達が身近に御相談を受ける御両親の中で本当に誰に聞いても年収が300万に満たない家庭がたくさんいて、普通なんですね。そこにあって未来ある子育てがどうできるのかというのは、これは現場の状況としてお話をしていきたいです。

保育園に入った時に、待機児童がいなくても自分達が働きやすい場所、あるいは子どもが一番安全な場所に預けられるかというと決してそうではなくて、定員割れがあったり定員で入れなかったりしています。待機児童はないのですが、兄弟を同じ保育園に入れなかったりというのがあって、それがまた子育てをしているお母さん方の第1個目の難関です。

それから学童に関しましても、児童会は全部の地域にできたんですが、それでもまだまだ、今までは低学年のものが今度は6年生までになったところで、学童でそこの定員で入れない子ども達がいる。若いお母さん達や母子家庭の方がせっかく公共の入るところが見つかって、引っ越しできたにも関わらずそこの学童に入れなかったとか。現場の母子家庭でもそれぞれ本当に家庭が複雑化していまして、おそらく貧困に対しても一つひとつの家庭の理由はかなり違ってくると思うんです。

ピンポイントでその子どもが一番辛いところから脱出するため、あるいは貧困に関しましては、かなり細かいサポートが必要になってくると。つまり、一括りではできないという状態になってきているので、そういうための理解者、支援者、あるいは社会的な、さっきアメリカの例もあったんですが、基本的に文化の違いがあると思うので、そこをいかに越えていくかといった社会の考え方を変えることと、サポートをする体制の整備の両方で

取り組んでいかないと、いくらこっちの体制を整えてもまだまだ社会がそれを受け止めようとする、進めようとする教育や理念が進まないとうまくいかない。多分これは佐藤(三) 先生もいらっしゃいますし、社会教育の理念にも関わってくると思うのですが、そちらとかなりの連携が必要になってくるかと思います。

高校生の貧困ですが、私たちは高校生のボランティアも扱っていまして、たくさんの高校の学生が携わってくれるのですが切実な問題があります。現金を持てない子ども達がすごく多いです。

例えば、高校生にボランティアをお願いしても遠くから来るのに現金を持っていない。 定期が使える子はいいけれど、普段は学校のバスを使っているとなかなか平日それで動ける現金を持っていない。あるいはボランティアに来ても昼食を買うお金がない。そういう場合は、できるだけ最低の交通費を用意して、そこでお昼を買って食べてもらったり。ただ、私達もできるだけそういう子ども達の活動をしようと思っても、一番ネックになるのがそこら辺のお金のやり取りで、例えば行政で出る助成金に対しても、ものをやることに対しては出るんだけれども、人にかけるお金というのがなかなか回ってこない。特に私達、民間の活動団体なので、そういうところの考え方をもう少し行政で変わっていっていただかないと、なかなかすぐに人を助けるということはできない。

それから高校生は、スクールバスもありますが、結構スクールバス代も高いんです。そうするとせっかく学校に入っても、高校までの交通費を捻出できない高校生が出てきているし、現場では実際に大学進学を諦めている高校生も最近、かなりいます。その高校生も納得はして就職をするのですが、逆に高校などでは就職に対する教育がちょっと今、下がっていて、例えば具体的な例を申し上げると、固定電話が自宅にないので、企業に入った時に電話が受けられない。私達の時代だと当たり前に、「はい、何々です」と受けられるんですが、ほとんどの家庭で固定電話を持っていないので、電話を受ける経験がない。昔は当たり前にあった就業活動の教育が最近はできていないように思います。そういうところにもうちょっとお金をかけられるのであれば、就職先ももうちょっといいところ、あるいは就職後も継続できるのではと思います。

できるだけやれることはやっていきたいと考えています。新しい先で、例えば子ども達が就職をした時に、越えなければならないステップをできるだけ学びの場で提供してあげられることがあれば、それがまた働き出した時にステップアップにつながるし、仕事を辞めずにできるだけ続けていける。大学生も、大学に行ったから、皆さんもご存じのとおりずっと就職できるわけではなく、高等教育のすばらしいところを受けても貧困になっている子ども達が八戸市でもたくさんいます、就職ができなくて引きこもっている子ども達もいます。

貧困対策というのは、これを見させていただいても本当に現場でも直結しています。放 課後子どもプランにしても、行政でも子どもへの福祉と教育がまだマッチングしていない と感じます。しかし、現場では福祉・教育の切れ目がないので、そこをもうちょっと、教 育の管轄課と福祉の管轄課が連携をしてうまく運んでくれると、よりよい学習支援につながるものと思います。

ここに書かれたものが現場で具体的に動けるようになるために、ぜひそういうところの 聞き取り、あるいは現場で動いている者の提案をもう少し細かく聞いていただけるといい なと思いました。

すいません、長くなりました。

## (佐藤(三)会長)

どうもありがとうございます。

その他。渡邉委員。

#### (渡邉委員)

やっと国も子どもに対して重い腰を上げてくれたかなと。計画が立てられるということで期待はしていますけれども、計画を立てるというのは簡単だと思うんです。簡単といえば大変失礼ですけれども、これが絵に描いた餅になるかどうか、実効性のあるものになるかというところは、やっぱりお金が必要となってきますよね。

私が個人的にかすかな希望を持っているのは、後藤先生はもうとっくにご存じだと思いますけれども、今の社会福祉法人改革にあるんじゃないのかなと思います。つまり、今の国会で通れば平成29年度から全ての社会福祉法人に地域における広域的な事業に取り組みなさいと、無償または低額で取り組むことというは、例えばですけれども県内に保育所または認定こども園だけを経営している法人が、おそらく社会福祉法人は200前後あろうかと思うんですけれども、その法人が、じゃあ我々が任された、まあいろんな条件はあるんですけれども、任されたその事業に取り組んでいくかというと、子どもに対しての貧困、例えば学習支援だとか職業支援というところに、いわゆる内部留保というか、それなりに余裕のある資産をそこに投入していくのではないのかなと思うんですね。

ですから、今の4つの柱の支援の中で、例えば教育支援だとか生活支援においてはそういった社会福祉法人改革を担いつつ、連動するような形でプログラミングしていけばかなり効果的なものが期待できる。ただし、それは各法人が自発的、自主的にやることとなっていますので、行政があまりにも誘導するようなことはできないと思いますけれども、例えばPRだとか気運を高めていくということでは、計画に盛り込むことはやぶさかではないのかなと思って発言させていただきました。

以上です。

#### (佐藤(三)会長)

ありがとうございます。

その他、いかがですか。前田委員。

## (前田みき委員)

資料3-3のところで、保護者に対する就労の支援のところで、その下の2つ目のとこ ろに、先ほどお話がありました親の学び直しの支援というのがありまして、親が働く姿を モデルとして子どもに示していくという視点に立った支援の充実とありますけれども、実 際に高校を卒業していなかった母親や父親なりが、その後、高校に進学するということを 具体的に考えた時には、その時間が昼ではなくてほとんどの場合は夜、夜間だろうと思い ます。夜間の定時制高校等がその住んでいる子ども達の通える範囲内にたくさんあるかど うかということが、いろんな形で合併になっていますので、それが1つ課題だということ と、もう1つは、この具体的な学び直しの支援のところの内容を見てみますと、ひとり親 家庭の学び直しの視点も踏まえた就業支援と、親が高等学校等に修学する場合に、一定の 要件の下、高等学校の修学費を出してあげるからここに通いなさいと言っても、何年も学 校に通わなかった子が自分の意思でその3年間なり4年間なりを行くための人的な精神的 なケアみたいなところがなければ、なかなか入学しても高校を卒業というところまでいか ないだろうなと思っています。今の青森県の現状から、部分、部分にしかない定時制高校 等のことを考えますと、何らかの形で中卒の人達が高校卒の資格を持っていろんな形の就 職の現場に入って行く時を考えた時に、手当の中身として、もう少し細かい手当みたいな ものが支援になるのかなと、そういう思いをいたしました。

## (佐藤 (三) 会長)

どうもありがとうございます。

#### (後藤委員)

今、皆様方の御意見、なかなか貴重な御意見だなと思って拝聴していました。

まずこの計画そのものは事務局の方からの話もあったんですけれども、県の計画は、具体的に細かく、それこそ先ほど言ったようにパーソナルで何をするということではなくて、具体的な支援を行うために、県としてどのような方向性で行うかという、一つ手前の話だと考えています。もちろん、県の方でやらないということではなくて、よりパーソナルなところに、今おっしゃったようなところに厚いサポートをしていけるようにするために、組織的に段階を踏んで、国から県に下りて、県から市町村に下りて、市町村は、先ほどおっしゃったように例えば町内会ですとか、各種活動団体に今度は下ろしていくという形のよりパーソナルなところにスポットをあてていければなという考え方です。

もちろん、前田みき委員がおっしゃったようなものも含めて、全部そういうところで協議をしていけたらなということです。

ただ、委員会のところでも言ったんですけれども、今言ったように、例えば定時制に通 うところの費用といいますか、単純に、「ここの学校に通うから、あなたはこの通学路をど うするの?」という話とか、今、平間さんもおっしゃったように、ボランティアに来る方々の志に対して、じゃあそこにお金をかけて欲しいというのもそうです。あと、これに載っているように切れ目ない医療の支援というのもそうですけれども、貧困家庭のうち、定期の妊娠健診で通院をされている方々や子どもを生んだばかりの家庭などは、定期的な検診というのを受けなければならないんだけれども、貧困であるがゆえにその場所に行くまでの費用が捻出できないとなれば、もういいやというふうになってしまうとか、様々あるんです。

そこに対してどうしていこうかというものは、今、皆さん方がおっしゃったような意見を拝聴しながら、より具体的に、今すぐに何ができるというわけではないですが、そういったものを具体的に練り込みながら、さっき言ったように県ができること、やること、それから各市町村でやること、それからその先のところでやること、地域にお願いすることというのを振り分けながら進めていければいいのかなと思いました。

先ほど西川委員のお話のところで面白いなと思ったのは、老人活用です。先ほどのアメリカのベビーシッターの話で、イメージとしてはよく大学生とか高校生がやるイメージがあるんでしょうけれども、それだけではなくて、アメリカの歴史というのはリタイアパーソナリティという、いわゆる隠居をしている方、それこそまさに今の話ですけれども、そこに対して来てもらうのではなくて預けに行くという形で活用をしたりしているそうです。いろんな生活の様々な問題を抱えた方々が、どこにも話すところがないところで、預けることを通して、いろんな相談事ができるとか話ができると、そこからコミュニティが広がっていくと。なかなか面白い制度だなとは思っています。

でも、いざ活用と考えてみたときに、ベビーシッターという制度が、日本という国で果たして制度として認められているかというと、そうではないですし、それによって昨今、いろいろ問題がありますので、なかなか難しい。

いいアイディアと思うんだけれども、それを形にしていくにはどうしたらいいのかというのは、今度、多分それは草の根的にいろいろやっていく必要があるので、皆さん方のような活動をしていらっしゃる方々からいろんな声が上がっていくということが必要なのかなと思います。

この貧困対策の会議でも申しましたが、児童養護施設の全国大会で会長などもよく言うんですけれども、施設につながっている子はまだいいと。施設につながらない子でもやっぱり現実的にはかなり大変な子どもがいるということです。だから施設につながれば公的なサポートが受けれるからいいということではないですし、施設は施設なりに様々な課題があるんですけれども、施設に繋がらない大変な子どもをどうしていくのかという問題は、子どもだけの問題ではなくて、その保護者も含めてその地域の、社会の、まさに社会の問題としてこれからどうしていこうかという話になっていくと思うので、そういう意味では、これから先、またいろんな意見を拝聴しながら進めていければなと思っています。

こんな回答でよろしいでしょうか。

#### (佐藤(三)会長)

突然で、ありがとうございました。 小笠原委員、何か御感想でもありましたら。

## (小笠原委員)

私の法人は、十和田市で介護老人保健施設を運営しているのですけれども、そこでもやはり介護人材が足りないということで、くるみんマークを取得しいろいろな子育て支援を やっています。

もうその取組を始めて10年ちょっと経っているのですが、今は2人目、3人目を生んで現場に復帰しているという方が非常に多くて、若い方も多いので、常に12~13人の育休・産休者がいるという状況です。

介護をする人は経験がものを言うので、辞めてほしくないということでくるみん認定企業として子育て支援に取り組んできていますけれども、会社として取り組むことによって職員が辞めないで復帰してくれるというのは、すごく有難いことだなと思っています。一般企業はどういう取り組方をしているのかというのは私は分からないですが、社会全体がそういうふうに子育てに対してもっと寛容にできる仕組みがあればいいんじゃないかなと思いました。

また、子どもの貧困対策についても、うちの理事長がよく言っているのですが、子どもの貧困対策として子ども食堂をやってみたいということを常々話をしておりまして、そういうのをやる時に、どういうところに相談に行けばいいのかということを申しておりました。

先ほど社会福祉法人構造改革がこれから始まりますので、そういうふうなことを私ども 法人は踏まえて、子育て支援というものに対して取り組んでいけたらなと思っていまして、 これからいろいろ勉強をさせていただきたいなと思いました。

## (佐藤(三)会長)

ありがとうございます。

貝吹委員、いかがでしょうか。

#### (貝吹委員)

地域でなかよしクラブと、それから放課後子ども教室を実施しています。子ども達は元気に毎日来ています。11、12日に八戸市の子ども会連合会主催で研修がありました。そのタイトルというのが「困った子は困っている子」というタイトルで、ここ $2\sim3$ 年、子ども達はなかなかなかよしクラブに来ても、すぐに言うことを聞いてくれない子が非常に多いと感じています。とにかく聞く耳を持たない。なかよしクラブというのが子どもた

ちにとって一番自由な場所かもしれません。家庭ではもうお父さん・お母さんに時間、時間で、朝はせっつかれて夜はお父さん・お母さんが仕事を終わって帰ってくると、「はい、お風呂に入って、宿題をやって」と見てもらって、そして子ども達はすごく忙しく暮しているんじゃないかなということを、そういったことから感じております。

現場では子どもたちはなかなか言うことをしっかりと聞いてくれない。これをどうしようかということで、この間、その研修会では事例を出して、ろいろと意見を出しながら研修を終わりました。解決策というのはなかったんですけれども。

やはり、私が思うに、3月で7年になりますなかよしクラブは遊びが足らないような気がします。遊びの中で私達の子どもの頃は上下関係とか、それからいじめられると上の子がちょっとかばってくれたりとか、いろんなことを学んだ気がします。そういったことを新年度から何か取り入れていけたらいいかなと。

放課後子ども教室については、国は勉強をしたりということをしだしておりますけれども、これはなかよしクラブに取り組む前から、8年くらい、土曜日に限定していろんな体験をしてきました。その中で子ども達は市内探検と称してバス券を買って、市内のいろんな施設ですとか、バスと電車を乗り継いでいきます。一番人気のあるプログラムで、1年生の子でも疲れ知らずで1日を通して、電車の中とかバスの中でのマナーを勉強するとか、そういったことをしてきました。

そういったことを、もっともっと子ども達に与えていったらいいのかなという気はしていますけれども、日々、入ってくる子ども達は年々資質も違うので難しさもあります。それからもちろん、うちの小学校は非常に小規模です。 1 学級で、1 学年 2 7、 2 6 名ぐらいです。そのうちの 2 0 名近くがなかよしクラブに登録していまして、毎年 1、 2、 3 年生ぐらいまでで 3 0 名、多い時は 3 5 名くらい多い時は来ますけれども、そういった中で日々、子ども達は毎日過ごしています。

## (佐藤(三)会長)

最後に渡辺広美委員、いかがですか。

## (渡辺委員)

いろいろな話を聴けて、とても貴重な時間でした。

私は主婦という立場からちょっとボランティアの方もさせていただいていまして、1つは今の放課後子ども教室、そのコーディネーターと推進員をやっています。

今は青森市内では始まったばかりで、まだまだやっていく計画の途中だと思うんですけれども、既存している児童さの関係、親の立場や子どもの気持ち等起ち上げの時に大変な思いをしながら進めてきました。今行っているところは、子ども達は来ると大概勉強を先にして、それから静かに遊ぶというのがだいぶ身に付いていて、親の方でも学校でも、そういう勉強が終わっちゃえばお家ではゆっくりできるねというのが、7月頃からだいぶ身

に付いてきています。

そういうのを考えていくと、1年生から6年生まで、来ているのは3年生くらいまでなんですけれど、お金がかからないで皆で活動できる場所というのも、毎日あってもいいのかなと思っていました。

そのほか、ホームビジターという子育ての活動もしていますけれども、転勤族で来ているお母さんに、青森は子育てにしくいと言われてとてもショックな思いをしました。連れて行けるきれいな施設、無料で利用できる施設がなかなか無いとか、冬になったら雪が大変で家から出られないとい言われました。県庁所在地でこういうふうに雪が多いのもとても珍しいって聞いてきたんだけれども、やはり小さい赤ちゃんを抱えていると雪かきもままならないし、1日に何回も外に行かなければならないというのはとても大変なので、早く青森から出て行きたいと言われて、ショックは受けたのですが、そういうところも地域の助け合いが必要かと思いますし、県庁所在地として、どこに連れて行ったらいいのか問われたときに、大きな声で言えるところがなかなかないというのが辛かったかなという気持ちでありました。

## (佐藤 (三) 会長)

ありがとうございました。突然指名してすいませんでした。

それではちょっと時間をオーバーしてしまいましたけれども、お許しをいただいて、今日の会議に御意見をいただいてありがとうございました。

#### (司会)

皆様、長時間にわたり御協議をいただきまして、大変お疲れさまでございました。 以上をもちまして、平成27年度第2回青森県子ども・子育て支援推進会議を閉会いた します。

本日はどうもありがとうございました。